

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

平成31年度

母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

貸付けが自立の手助けになると判断され、償還(返済)の計画が立てられる方が対象です。

資金を借り受けた方の償還金が、次のひとり親家庭の方への貸付の財源となりますので、必ず償還してください。

滞納が生じれば違約金の徴収、一時償還、法的措置の対象となります。

貸付対象者

① 母子家庭の母、父子家庭の父

＜母子家庭の母、父子家庭の父とは？＞

配偶者と死別した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
及び次に該当する女子または男子

- * 離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
- * 配偶者の生死が明らかでない女子または男子
- * 配偶者から遺棄されている女子または男子
- * 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることが出来ない女子または男子
- * 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- * 前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって政令で定めるもの
(配偶者が拘禁されている女子または男子、未婚の母または父)

—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項—



② 寡婦

＜寡婦とは？＞

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として
20歳未満の児童を扶養していたことのあるもの

—母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項—

③ 40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）

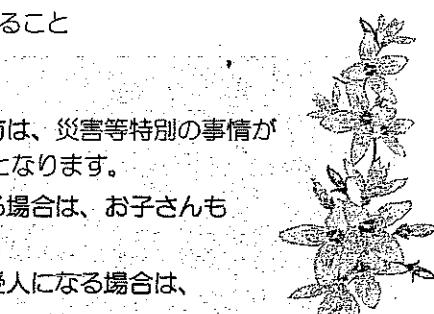
④ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満） (就学支度資金・修学資金・就職支度資金（児童に係るものに限る）・修業資金の貸付に限ります)

貸付要件

- ◆ 兵庫県内(神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市を除く)にお住まいの方
- ◆ 原則として、連帯保証人1名
(別世帯となる親族か親類で、保証能力のある方)
- ◆ 児童の福祉、世帯の自立助成につながり、償還が達成できる見込みがあること

◆◆◆注意事項◆◆◆

- ① 寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が2,036,000円を超えると貸付対象外となります。
- ② 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、親が借受人になる場合は、お子さんも連帯借受人となり、借受人とともに返済の義務を負います。
- ③ 修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付けで、お子さんが借受人になる場合は、原則として、親が連帯保証人となる必要があります。
- ④ 日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている場合は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付を行います。
就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸し付けることができます。
- ⑤ 申請者がすでに経済的自立を達成している場合や、租税公課の滞納がある場合等、貸付けができない場合があります。



兵庫県

相当 売却 まで